

岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

制定 昭和59年岐阜県条例第33号
改正 昭和61年岐阜県条例第26号、平成元年岐阜県条例第15号
平成4年岐阜県条例第19号、平成5年岐阜県条例第16号
平成6年岐阜県条例第33号、平成10年岐阜県条例第35号
平成13年岐阜県条例第17号、平成13年岐阜県条例第52号
平成15年岐阜県条例第7号、平成15年岐阜県条例第8号
平成15年岐阜県条例第66号、平成15年岐阜県条例第67号
平成16年岐阜県条例第40号、平成16年岐阜県条例第41号
平成16年岐阜県条例第42号、平成17年岐阜県条例第10号
平成17年岐阜県条例第86号、平成18年岐阜県条例第29号
平成22年岐阜県条例第125号、平成27年岐阜県条例第31号
平成27年岐阜県条例第56号、平成30年岐阜県条例第22号
平成30年岐阜県条例第32号

(原文縦書き)

岐阜県風俗営業等取締法施行条例（昭和二十九年岐阜県条例第四十九号）の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 削 除

(風俗営業の許可に係る営業の制限地域)

第三条 法第四条第二項第二号の条例で定める地域は、次に掲げるとおりとする。

- 一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域（第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域においては、駅の周辺その他商業の用途に供される地域で人が多数往来する等特別の事情があるものと認めて公安委員会が指定する地域を除く。）
- 二 第七条第一項に規定する第一種区域及び第二種区域のうち、公安委員会が善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めて特に指定する地域
- 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病

院若しくは同条第二項に規定する患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下この号において「対象施設」という。）の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲百メートル（対象施設が都市計画法第八条第一項第一号に規定する商業地域（以下「商業地域」という。）内にあるときは、五十メートル）の区域内

2 前項の規定は、法第三条第一項の許可の申請に係る営業が次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

一 温泉その他の観光資源がある地域として公安委員会規則で定める地域内において旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する旅館業を営む者が、当該旅館業の施設を用いて風俗営業（法第二条第一項の風俗営業をいう。以下同じ。）を営む場合（ぱちんこ屋等（同項第四号の営業のうち、まあじゃん屋以外の営業をいう。以下同じ。）を営む場合を除く。）

二 一時的な設備を設け、三月以内の期間を限ってぱちんこ屋等を営む場合

三 営業の場所が常態として移動する風俗営業を営む場合

四 営業の場所が別表第一に掲げる地域にある場合

（風俗営業の営業時間の制限の特例）

第四条 法第十三条第一項第一号の習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日は次の各号に掲げる日とし、当該特別な事情のある日に係る同号の条例で定める地域はそれぞれ当該各号に定める地域とする。

一 十二月二十一日から翌年の一月十日までの間において公安委員会規則で定める日 県内全域

二 前号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める日 公安委員会規則で定める地域及びその他の地域であって次条に掲げる地域に該当する地域

2 法第十三条第一項ただし書の条例で定める時は、午前一時とする。

（午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域）

第五条 法第二条第四項の接待飲食等営業及び同条第一項第四号の営業（ぱちんこ屋及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号。以下「施行令」という。）第八条に規定する営業を除く。）につき法第十三条第一項第二号の午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として条例で定める地域は、別表第二に掲げる地域とする。

（風俗営業の営業時間の制限）

第六条 ぱちんこ屋及び施行令第八条に規定する営業は、午前六時後午前九時までの時間及び午後十一時から翌日の午前零時前（当該翌日が第四条第一項各号に掲げる特別な事情のある日のいずれかに該当する場合における当該特別な事情のある地域については、午前一時まで）の時間においては、これを営んではならない。

- 2 法第二条第一項第五号の営業は、第四条第一項第二号の公安委員会規則で定める日の午前零時から午前一時までの時間については、前条に規定する地域（第四条第一項第二号の公安委員会規則で定める地域を除く。）において営んではならない。（風俗営業に係る騒音及び振動の規制数値）

第七条 法第十五条の条例で定める騒音に係る数値は、次の表の上欄に掲げる地域ごとに、同表の下欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定める数値とする。

地 域		数 値		
		昼 間	夜 間	深 夜
一 住居集合地域その他の地域で、良好な風俗環境を保全するため、特に静穏を保持する必要があるもの	第一種区域	五十デシベル	四十デシベル	四十デシベル
	第二種区域	五十五デシベル	四十五デシベル	四十五デシベル
二 商店の集合している地域その他の地域で、当該地域における風俗環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要があるもの	第三種区域	六十デシベル	五十デシベル	五十デシベル
	第四種区域	六十五デシベル	六十デシベル	五十五デシベル
三 一及び二に掲げる地域以外の地域		六十デシベル	五十五デシベル	五十デシベル

備考

- 一 昼間、夜間及び深夜の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
 - 1 昼間 午前六時後午後六時前の時間をいう。
 - 2 夜間 午後六時から翌日の午前零時前の時間をいう。
 - 3 深夜 午前零時から午前六時までの時間をいう。以下同じ。
- 二 第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域は、次に掲げる区域として公安委員会が指定する区域とする。
 - 1 第一種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
 - 2 第二種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
 - 3 第三種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域で、

その区域内の住居の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要があるもの

4 第四種区域 主として工業等の用に供されている区域で、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要があるもの

2 法第十五条の条例で定める振動に係る数値は、五十五デシベルとする。

(風俗営業者の営業行為の制限)

第八条 風俗営業者（法第二条第二項の風俗営業者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 客の求めない飲食物を提供しないこと。

二 営業所内に客を就寝させ、又は宿泊させないこと。

三 営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。

四 客のある間は、施錠その他の方法によって営業所の出入口をふさがないこと。

2 ぱちんこ屋等を営む風俗営業者は、前項の規定によるほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。

二 客に提供した賞品を買い取らせないこと。

三 営業所において客に飲酒させないこと。

四 競技会の開催その他著しく射幸心をそそるおそれのある方法による営業をしないこと。

五 営業所の見やすい場所に遊技の方法及び賞品の提供方法を掲示すること。

六 正当の理由がなく客の入場若しくは遊技を拒み、又は制限しないこと。

3 前項第一号の規定は法第二条第一項第四号のまあじゃん屋を営む風俗営業者について、前項第一号、第三号及び第五号（遊技の方法に係る部分に限る。）の規定は法第二条第一項第五号の営業を営む風俗営業者について準用する。

(法第二条第一項第五号の営業に係る営業所への年少者の立入制限)

第九条 法第二条第一項第五号の営業を営む風俗営業者は、午後五時から午後十時前の時間において、十六歳未満の者を当該営業に係る営業所に客として立ち入らせるときは、保護者の同伴を求めなければならない。

(店舗型性風俗特殊営業等の禁止区域に係る条例で定める施設)

第十条 法第二十八条第一項（法第三十一条の三第二項の規定により適用される場合及び法第三十一条の十三第一項において準用する場合を含む。）の条例で定める施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する患者を入院させるための施設を有する診療所

二 次の施設のうち、その周辺における善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する必要があるものとし

て公安委員会規則で定める施設

イ 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条に規定する都市公園

ロ 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十一条に規定する公民館及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十条に規定する教育機関

（店舗型性風俗特殊営業の禁止地域）

第十一条 店舗型性風俗特殊営業（法第二条第六項の店舗型性風俗特殊営業をいう。以下同じ。）のうち次の各号に掲げる営業は、それぞれ当該各号に掲げる地域内においては、これを営んではならない。

一 法第二条第六項第一号及び第二号の営業並びに同項第四号の営業のうち、施行令第三条第二項に規定する施設（同項に規定する構造を有する個室を設けるもののうち、同項各号に規定する車庫の出入口が扉、シャッター等によって遮ることができるものに限る。）を設けて行う営業 県内全域

二 法第二条第六項第四号の営業のうち、施行令第三条第二項に規定する施設（同項に規定する構造を有する個室を設けるもののうち、同項各号に規定する車庫の出入口が扉、シャッター等によって遮ることができないものに限る。）を設けて行う営業及び法第二条第六項第六号の営業 別表第三に掲げる地域

三 法第二条第六項第三号及び第五号の営業並びに同項第四号の営業のうち前二号に掲げる営業以外の営業 商業地域以外の地域

（受付所営業の禁止地域）

第十一条の二 受付所営業（法第三十一条の二第四項ただし書に規定する受付所営業をいう。第十三条の二において同じ。）は、県内全域において、これを営んではならない。

（店舗型電話異性紹介営業の禁止地域）

第十二条 店舗型電話異性紹介営業（法第二条第九項の店舗型電話異性紹介営業をいう。以下同じ。）は、別表第三に掲げる地域内においては、これを営んではならない。

（深夜における店舗型性風俗特殊営業の営業時間の制限）

第十三条 店舗型性風俗特殊営業（法第二条第六項第四号の営業を除く。）を営む者は、次の各号に掲げる営業の種類ごとに当該各号に掲げる時間において、その営業を営んではならない。

一 第十一条第一号及び第二号に係る営業 深夜

二 第十一条第三号に係る営業 商業地域（法第二十八条第一項に定める区域を除く。）にあつては午前一時から午前六時までの時間、その他の地域にあつては深夜

（深夜における受付所営業の営業時間の制限）

第十三条の二 受付所営業を営む者は、深夜において、その営業を営んではならない。

（深夜における店舗型電話異性紹介営業の営業時間の制限）

第十四条 店舗型電話異性紹介営業を営む者は、深夜において、その営業を営んでは

ならない。

(店舗型性風俗特殊営業の広告制限地域)

第十五条 法第二十八条第五項第一号ロの条例で定める地域は、次の各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業について、それぞれ当該各号に掲げる地域とする。

- 一 第十一条第一号に係る営業 県内全域
- 二 第十一条第二号に係る営業 別表第三に掲げる地域
- 三 第十一条第三号に係る営業 商業地域以外の地域

(無店舗型性風俗特殊営業の広告制限地域)

第十六条 法第三十一条の三第一項において準用する法第二十八条第五項第一号ロの条例で定める地域は、次の各号に掲げる無店舗型性風俗特殊営業について、それぞれ当該各号に掲げる地域とする。

- 一 法第二条第七項第一号に係る営業 県内全域
- 二 法第二条第七項第二号に係る営業 商業地域以外の地域

(映像送信型性風俗特殊営業の広告制限地域)

第十七条 法第三十一条の八第一項において準用する法第二十八条第五項第一号ロの条例で定める地域は、商業地域以外の地域とする。

(店舗型電話異性紹介営業等の広告制限地域)

第十八条 法第三十一条の十三第一項及び第三十一条の十八第一項において準用する法第二十八条第五項第一号ロの条例で定める地域は、別表第三に掲げる地域とする。

(特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所設置許容地域)

第十九条 法第三十一条の二十三において準用する法第四条第二項第二号の条例で定める地域は、別表第二に掲げる地域(医療法第一条の五第一項に規定する病院若しくは同条第二項に規定する患者を入院させるための施設を有する診療所又は児童福祉法第三十七条に規定する乳児院、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、同法第四十一条に規定する児童養護施設若しくは同法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター(以下この条において「対象施設」という。)の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲百メートル(対象施設が商業地域内にあるときは、五十メートル)以下の区域を除く。)とする。

(特定遊興飲食店営業の営業時間の制限)

第二十条 特定遊興飲食店営業(法第二条第十一項の特定遊興飲食店営業をいう。以下同じ。)は、午前五時から午前六時までの時間については、別表第二に掲げる地域において営んではならない。

(特定遊興飲食店営業に係る騒音及び振動の規制数値)

第二十一条 法第三十一条の二十三において準用する法第十五条の条例で定める騒音に係る数値は、第七条第一項の表の上欄に掲げる地域ごとに、同表の下欄に定める深夜に係る数値とする。

- 2 法第三十一条の二十三において準用する法第十五条の条例で定める振動に係る数値は、五十五デシベルとする。

(特定遊興飲食店営業者の営業行為の制限)

第二十二条 特定遊興飲食店営業者(法第二条第十二項の特定遊興飲食店営業者をいう。)は、

第八条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 営業所において、賭博に類似する行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。

二 営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告又は宣伝をしないこと。

(深夜における飲食店営業に係る騒音及び振動の規制数値)

第二十三条 法第三十二条第二項において準用する法第十五条の条例で定める騒音に係る数値は、第七条第一項の表の上欄に掲げる地域ごとに、同表の下欄に定める深夜に係る数値とする。

2 法第三十二条第二項において準用する法第十五条の条例で定める振動に係る数値は、五十五デシベルとする。

(深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域)

第二十四条 法第二条第十三項第四号の酒類提供飲食店営業は、第三条第一項第一号に規定する地域においては、深夜にこれを営んではならない。

(風俗環境保全協議会を設置する地域)

第二十五条 法第三十八条の四第一項の条例で定める地域は、別表第二に掲げる地域のほか、特に良好な風俗環境の保全を図る必要があるものとして公安委員会規則で定める地域とする。

(委任)

第二十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

附 則(昭和59年12月26日岐阜県条例第33号)

1 この条例は、昭和六十年二月十三日から施行する。

2 岐阜県税条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第百十六条中「風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第百二十二号)第二条第三項」を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第三条第三項」に、「左の」を「次の」に改める。

3 岐阜県手数料徴収条例(昭和五十四年岐阜県条例第六号)の一部を次のように改正する。

別表風俗営業許可等手数料の項を削る。

4 岐阜県証紙条例(昭和三十九年岐阜県条例第六号)の一部を次のように改正する。
別表に次の一号を加える。

7 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第八項及び第四十三条の規定による手数料

5 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和三十八年岐阜県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「遊技場(風俗営業等取締法施行条例(昭和二十九年十二月岐阜県条例第四十九号)第一条第七号イの遊技場」を「ばちんこ屋等(岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年岐阜県条例第三十三号)

第三条第二項第一号のぱちんこ屋等のうち同項第二号に該当するもの以外のもの」に、「遊技場」を「ぱちんこ屋等」に、「交付した」を「提供した」に改める。

附 則（昭和61年7月28日岐阜県条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年3月28日岐阜県条例第15号）

この条例は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成4年10月23日岐阜県条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年3月30日岐阜県条例第16号）

この条例は、平成五年四月一日から施行する。

附 則（平成6年12月27日岐阜県条例第33号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成四年法律第八十二号）第一条の規定による改正前の都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、この条例の施行の日から平成八年六月二十四日（同日前に同条の規定による改正後の都市計画法第二章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第二十条第一項の規定による告示があった日）までの間は、この条例による改正前の第三条第一項第一号の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成10年12月25日岐阜県条例第35号）

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第三条第一項第三号の改正規定（「同条第三項」を「同条第二項」に改める部分に限る。）、同条第二項第一号の改正規定及び同条例第九条第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月23日岐阜県条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年12月21日岐阜県条例第52号）

この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則（平成15年3月19日岐阜県条例第7号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成15年3月19日岐阜県条例第8号）

この条例は、平成十五年五月一日から施行する。

附 則（平成15年12月18日岐阜県条例第66号）

この条例は、平成十六年二月一日から施行する。

附 則（平成15年12月18日岐阜県条例第67号）

この条例は、平成十六年三月一日から施行する。

附 則（平成16年12月16日岐阜県条例第40号）

この条例は、平成十七年二月一日から施行する。

附 則（平成16年12月16日岐阜県条例第41号）

この条例は、平成十七年二月七日から施行する。

附 則（平成16年12月16日岐阜県条例第42号）

この条例は、平成十七年二月十三日から施行する。

附 則（平成17年3月23日岐阜県条例第10号）

この条例は、平成十七年三月二十八日から施行する。

附 則（平成17年12月15日岐阜県条例第86号）

この条例は、平成十八年一月二十三日から施行する。

附 則（平成18年3月23日岐阜県条例第29号）

この条例は、平成十八年五月一日から施行する。

附 則（平成22年12月21日岐阜県条例第125号）

この条例は、平成二十三年一月一日から施行する。

附 則（平成27年3月24日岐阜県条例第31号）

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成27年12月24日岐阜県条例第56号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十八年六月二十三日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第二条中岐阜県警察関係手数料徴収条例別表第一一の表に十項を加える改正規定（同表十九の項に係る部分に限る。）及び次項の規定は、同年三月二十三日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

（特定遊興飲食店営業許可申請手数料に係る経過措置）

- 2 一部施行日から施行日の前日までの間における第二条の規定による改正後の岐阜県警察関係手数料徴収条例別表第一一の表十九の項の規定の適用については、同項中「法第三十一条の二十二」とあるのは、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）附則第二条第一項の規定によりその例により行うことができることとされる同法による改正後の法第三十一条の二十二」とする。

附 則（平成30年3月22日岐阜県条例第22号）

この条例は、平成三十年六月十五日から施行する。

附 則（平成30年3月22日岐阜県条例第32号）

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

別表第一（第三条関係）

岐阜市の区域のうち、市道若宮町線と一般国道二百五十六号との交差点を起点とし、順次同国道、一般国道百五十七号及び市道若宮町線を経て起点に至る線で囲まれた区域

別表第二（第五条、第十九条、第二十条、第二十五条関係）

岐阜市の区域のうち、市道泉町金園町二丁目線と一般国道二百四十八号との交差点を起点とし、順次同国道、一般国道百五十七号、市道若宮町線、市道今川町二丁目真砂町八丁目線、市道八ツ寺町菅原町線、一般国道二百五十六号、市道神田町二丁目美園町一丁目連絡線、市道泉町金園町二丁目線を経て起点に至る線で囲まれた区域

別表第三（第十一条、第十二条、第十五条、第十八条関係）

岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市（蛭川のうち一三五七番三、一三五七番四及び一三五七番一二の区域を除く。）、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛驒市、本巣市、郡上市（高鷲町大鷲字向正會一五六六番一、一五六六番二、一五六六番三、一五六六番四及び一五六六番六の区域を除く。）、下呂市、海津市、羽島郡、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡、本巣郡、加茂郡、可児郡、大野郡